

林地台帳システム整備業務委託  
仕様書

令和8年4月

富士川町

# 林地台帳システム整備業務委託仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、富士川町（以下「発注者」という。）が委託する「林地台帳システム整備業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

### (関係法令)

第2条 本業務の実施に際しては本仕様書によるほか、以下の関係法令によるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）及び森林法施行規則（昭和26年農林奨励第54号）
- (2) 富士川町森林整備計画（最終改正 令和7年4月1日）
- (3) 不動産登記法（昭和16年法律第123号）
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (5) 林地台帳及び地図整備マニュアル（最終改正 令和5年4月3日 林野庁）
- (6) 林地台帳及び地図運用マニュアル（最終改正 令和5年9月25日 林野庁）
- (7) 森林経営管理制度に係る事務の手引き（令和4年4月 林野庁）
- (8) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (10) 富士川町財務規則（富士川町規則第38号）
- (11) 富士川町個人情報保護法施行条例（令和4年富士川町条例第25号）
- (12) その他関係法令及び規則

※ 作業時点における最新の法令やマニュアルを遵守すること。

### (業務指示及び監督)

第3条 受注者は、本業務の実施にあたり当該契約に基づく発注者の指定する監督員と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

### (業務実績)

第4条 受注者は、林地台帳の整備及びGISの運用に精通し、山梨県下の自治体において、地理情報システム(GIS)に係る業務の受託実績を有するものとする。

(配置技術者)

第5条 本業務に従事する主任技術者は、森林・林地台帳業務又はGISを用いた地図作成業務に関する実務経験を有するものとする。

(作業計画)

第6条 受注者は、本業務の着手にあたり、次の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届 (経歴書含む)
- (3) 工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他発注者が必要と定めたもの

(守秘義務)

第7条 受注者は、本業務上知り得た情報、資料及びその他一切の事項をいかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。

(資料貸与及び取扱い)

第8条 本業務に使用する貸与資料について受注者は、破損、紛失等の事故のないように適切な管理をし、業務終了後速やかに返却しなければならない。

2 本業務について個人情報を取り扱うため、個人情報の保護に関する法律の本旨を遵守すると同時に、次の会社資格の保有を条件とする。

- ①IS09001 (品質マネジメントシステム)
- ②IS027001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- ③JISQ15001 (プライバシーマーク)

3 業務に使用する貸与資料については、不動産登記簿等の個人情報が含まれるため、資料收受については地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASP サービスリストに登録されたデータ交換サービス、町の指定するシステムを用いる等の安全性が確保できる方法により、データの授受を行うことを原則とする。

(作業経過の報告)

第9条 受注者は、本業務の実施期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を遂行するとともに、当該業務に係る打合せ事項を、その都度、「打合せ記録簿」を作成し、発注者に提出しなければならない。

(完成検査)

第10条 受注者は、業務完了後の発注者の検査を受けるものとし、仕様書の定めに適合し

ないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格を以って完了とする。

(成果品の帰属等)

第11条 本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

(疑義)

第12条 本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や発注者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理するものとする。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではないものとする。

(業務期間)

第14条 本業務の業務期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする

(納入場所)

第15条 本業務の成果品は、以下に納入するものとする。

富士川町 産業振興課 農林振興担当

## 第2章 業務概要

(業務の目的)

第16条 本業務は、富士川町の5条森林区域における森林管理の高度化と効率化の推進及び住民サービス向上を実現するために、林地台帳システムを整備し、情報の利用者が必要とする台帳及び地図の情報を効率的に取得することを目的とする。

(業務概要)

第17条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 林地台帳データの作成
- (3) 背景地図データの作成
- (4) 林地台帳システムインストール

(貸与資料)

第18条 発注者は、本業務に必要な次の図面・資料等を貸与することを予定している。なお、貸与する資料の取扱いについては、受注者はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故のないように取扱うものとする。

- (1) 林地台帳地図データ(県と富士川町との間で林地台帳情報を共有するデータ)
- (2) 森林計画図データ：林班小班データ
- (3) 森林簿データ
- (4) 地籍図データ(令和8年1月1日時点)
- (5) 登記簿データ(法務局)
- (6) 土地課税マスタ(令和8年1月1日時点)
- (7) 航空写真データ(位置情報ファイル)
- (8) 林相区分図データ
- (9) 施業履歴データ
- (10) 陰陽図データ
- (11) 分収林データ
- (12) 森林意向調査結果
- (13) その他、発注者が必要と判断する資料

### 第3章 林地台帳システム構築

#### (計画準備)

第19条 計画準備は、作業着手前に作業の方法、使用する主要な機器、要員、工程等に適切な作業計画を立案し、発注者との協議を踏まえ承認を得なければならないものとする。

#### (林地台帳データ作成)

第20条 林地台帳データ作成は、県から提供された林地台帳データについてオープンソースソフトウェアから構築した林地台帳システムで動作できるように、データベースを作成するものとする。

- (1) 林小班関連情報テーブル
- (2) 森林計画図データ
- (3) 地籍図データ（林地台帳地図データを使用）
- (4) 地番関連情報テーブル
- (5) 関連表テーブル

#### (地番関連情報テーブルの作成)

第21条 地番関連情報テーブル作成は、登記簿データを基とする地番関連情報テーブルに対して、土地課税マスタを紐付し、紐付けられた筆については、土地課税マスタに登録されている所有者情報・住所情報を、林地台帳の「現に所有している者・所有者とみなされる者」欄に登録するものとする。

#### (関連表テーブルの作成)

第22条 関連表テーブル作成は、森林計画図データの小班データと林地台帳地図データとして使用されている森林地番図データによる空間解析を行い、地番関連情報テーブルと林小班関連情報テーブルの対応関係を、それぞれの識別情報を同一の列に並べて整理した関連表テーブルを作成するものとする。

#### (背景地図データの作成)

第23条 背景地図データの搭載は、貸与する各種資料について背景地図データを作成するものとする。

- (1) 航空写真データ
- (2) 林相区分図データ
- (3) 施業履歴データ
- (4) 陰陽図データ

- (5) 分収林データ
- (6) 地籍図データ

(記載事項の改正を受けた対応)

第24条 改正森林法施行規則が令和9年4月1日付けで施行される予定であり、新所有者の国籍等の情報について林地台帳に記載することが見込まれるため、林地台帳に追加することになる情報項目が明らかになった場合には、当該項目についても構築時に合わせて追加するものとする。

(林地台帳システムシステムセットアップ)

第25条 前項(第20条、第21条)で作成したデータファイルについて、別表の機能要件を満たす林地台帳システムにデータセットアップし納品するものとし、山梨県との林地台帳データ共有を行うため、林地台帳データ使用(県統一仕様)の情報は、任意入力項目を除いて登録されることを前提とする。

また、データセットアップ時には動作検証をかねてシステム操作マニュアルに基づき操作研修を行うものとする。なお、システム操作マニュアルについては成果品に含めるものとする。

#### 第4章 成果品

(林地台帳システムインストールおよび操作説明)

第26条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 林地台帳システム(林地台帳データ、背景地図データが搭載されたもの) 1式
- (2) システム操作マニュアル 2部
- (3) その他発注者受注者協議の上認めたもの 1式

別表 機能要件表

項目	機能概要
基本機能	起動メニューから機能選択を行うことができる。 林地台帳システム閲覧/地図表示/データインポート/データエクスポート/登記外字一覧/相関チェック/バックアップ
	ポリゴンデータの図形を修正することができる。
	図形を移動・回転することができる。
	地図情報を検索することができる。
	地図の拡大/縮小/スクロールを行うことができる。
	地図レイヤの表示切替を行うことができる。
	距離計測/面積計測/角度計測を行うことができる。
	氏名や地目などの属性情報をラベル表示/面塗表示することができる。
	同一所有者によるポリゴン生成をすることができる。
	所有者毎のポリゴンの色塗りをすることができる。
	任意の範囲、任意の地図レイヤを印刷することができる。
	選択した筆面だけを表示した地図および属性情報を印刷することができる。
	地番関連情報管理機能
地番関連情報の編集、削除を実施することができる。	
地番関連情報、共有者（登記簿・現所有）情報を Excel ファイルで出力することができる。	
林小班関連情報管理機能	林小班関連情報を検索/閲覧することができる。
	林小班関連情報の編集、削除を実施することができる。
	林小班関連情報を Excel ファイルで出力することができる。
林地台帳管理機能	林地台帳を検索/閲覧することができる。
	林地台帳（公表用）の帳票を印刷することができる。
	共有者（登記簿・現所有）情報の閲覧することができる。
	林地台帳を Excel ファイルで出力することができる。
	林地台帳地図データ（Shape ファイル）を作成することができる。
相関表管理機能	相関表テーブルを更新することができる。
	地番関連情報、林小班関連情報について相関指定をすることができる。
	地番図及び林小班図の重なり面積の案分率を表示することができる。
	相関表テーブルを Excel ファイルで出力することができる。
意向調査支援機能	意向調査進捗状況の台帳管理を行うことができる。
	台帳管理された意向調査進捗状況を地図に展開することができる。
	森林簿情報を参照することができる。
	土地個別情報の参照機能
システム関連機能	台帳で指定した関連情報を GIS で位置表示することができる。
	GIS で選択した図形を台帳で検索/表示することができる。
	林地台帳及び地図整備マニュアルに定義された仕様での入力/出力ができる。
	システムデータのバックアップができる。
	GIS 機能はオープンソースソフトウェアから構築されていること。
	ライセンスフリーであること。